平成２９年度　明石市立大蔵中学校いじめ防止基本方針

平成29年（2017年）5月17日改定

目標

全校生徒が安全に安心して生活できる学校づくり
～するを許さず　されるを責めず　第三者なし～

未然防止の動き

【教師】
（１）学級の環境づくり
（２）日常的な実態把握
（３）教師の組織的対応
（４）情報モラル教育

互いのことを認め合える学級づくり
毎日のあゆみ・日常会話から
授業間・昼休みの活動の見守り

【生徒】
（１）あいさつ運動
（２）いじめ撲滅集会

執行部・風紀委員会の取り組み
本年度　１２月実施予定

早期発見に向けて

（１）アンケートの実施　…１学期に１回アンケートを実施する。（６月・１１月・２月）
（２）個人面接の実施　…年度当初に１回、アンケート後にも１回ずつ実施する。
（３）保護者との教育相談　…生徒の実態を把握し、生徒の変化にいち早く気付く機会をつくる。

早期発見から早期対応へ

担任・学年教師・その他関係教師で
迅速かつ組織的に対応

いじめの認知

いじめを受けた生徒から
・被害状況についての確認
・保護者への連絡・支援

いじめを行っている生徒へ
・加害状況についての確認・指導
・保護者への連絡・支援
・被害生徒への謝罪・関係改善

いじめ防止対策委員会校長、教頭、教務、生指担当、学年生指、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷ（外部）

早期対応

（１）被害生徒への継続対応
・謝罪＝改善とならないように、生活面・心理面の見守りを行いながら、家庭と連携を密にとる
（２）周囲の生徒への指導
・いじめに第三者は存在しないことを指導する。
・「傍観者」から「仲裁者」への転換を促す指導を行う。
（３）関係機関との連携
・教育委員会、警察などの関係機関と適切な連携をとる